

## 令和7年度生駒市人権施策審議会（第3回） 会議録

1 日 時 令和8年1月7日（水） 午後2時～午後3時30分

2 場 所 生駒市役所403・404会議室

3 出席者

委 員 石倉会長、三成副会長、富島委員、伊賀委員、奥本委員、窪田委員

事務局 小林総務部長、後藤人権施策課長、武元人権施策課長補佐、福山ダイバーシティ推進プラザ所長、高橋人権文化センター所長、吉岡人権施策課主査

4 欠席者 西本委員、朝山委員、山根委員

### 【会議の内容】

(事務局) <開会> <録音許可> <職員紹介>

(会長) <開会挨拶>

(事務局) <配布資料確認> <傍聴者報告(5名)>

(会長) 案件1 「生駒市人権擁護に関する条例見直しの検討について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料1は前回の議論を踏まえ、市、市民、事業者の責務に関する条文を整理したものです。市は「市」、市民は「民」、事業者は「事」と表記されています。前回、主体ごとに条文を整理しようという提案があり、他自治体の条例も調査した結果、例えば相談体制の規定は主に市の責任としてまとめて書かれていることが分かりました。条例の詳細な文言や順番については庁内の法制手続きを経て決められるので、審議会では主に条文の内容や追加の意見をいただきます。

前回のご指摘を踏まえて、相談支援体制を強化して関連機関との連携を明記しました。市民の責務については、義務や罰則規定は難しいものの、家庭や地域などでの努力義務を強める表現にしました。事業者の責

務では、必要な措置を明記し、特にインターネットリテラシー向上の努力を求める規定を加えました。

また、市の責務としてはインターネット上の削除要請に対応する条文も追加しています。その他市の責務は1ページから4ページまでの11項目をご確認ください。説明は以上です。

(委員)「性的指向及び性自認の多様性の尊重」が独立した条文として突出している印象がありますが、他の差別属性に関する規定とのバランスはどうなるのでしょうか。

(事務局)提示したものは抜粋であり、全体像については法務部局と相談します。

市4については、男女共同参画のような独自の個別条例がない分野であるため、市の重要なメッセージとしてあえて盛り込んでいます。

(委員)市4の用語について、2023年施行の「SOGI理解増進法」では「ジェンダーアイデンティティ」が使われています。当事者の間では「性自認」という言葉を使い続けてきた経緯がありますが、国の法令との整合性や定義の可否は検討すべきだと思います。また、市4(性的指向及び性自認の多様性の尊重)と市9(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)は、どちらも根拠法がある重要な事項ですので、条文上で並べるなどの工夫を検討してはいかがでしょうか。

また、男女共同参画については、すでに独自の条例や基本計画が制定されており、運用されている状況です。一方、性的指向および性自認(SOGI)に関しては、独自条例を作成している自治体もあれば、作成していない自治体もあります。独自条例のない場合は、一般的な条例の中に一つの条文として組み込んでいるという実態があります。したがって、男女共同参画とは異なり、SOGIは独立した条例とせずとも、市として重要なメッセージを示す位置づけで条文に盛り込んでいるのではないかと考えています。この点を踏まえて、改めてご検討いただきたいと思います。

(事務局)まさにその通りの趣旨です。

(委員) 条文の並び方については事務局にお任せする形で問題ありませんが、一つ提案があります。性的指向および性自認の多様性の「尊重」とヘイトスピーチの「禁止」は内容が異なりますが、両方とも差別禁止に関わる内容なので、条文の並び方をどうするか工夫した方がよいと思います。例えば、これらを並べるのも一案かと思います。他の自治体の条例と比較しながら検討していただければと思います。なお、削除要請に関する条文は市民を含めた全ての人に対する禁止規定と異なりますので、その違いも考慮が必要です。

一方が「尊重」、もう一方が「禁止」という表現の違いもあるため、並べる際の言葉のつながりや配置が適切かどうかも含めてご検討いただければと思います。

(委員) 市民・事業者の責務にある「市の施策への協力」とは具体的に何を指すのでしょうか。

(事務局) 啓発事業の PR 協力や、企業としての差別禁止の姿勢などを想定しています。

(委員) 市民の責務で、不当な差別を「しないよう努めるものとする」という努力義務の表現は弱くないでしょうか。「してはならない」という禁止表現にすべきではないでしょうか。

(事務局) 「表現の自由」との兼ね合いや法規的抵触を考慮し、他自治体の事例も参考にしながら、「努める」という表現にしています。ただし、資料 3 にある「差別の禁止」の条文との重複もありますので、整理を検討します。

(委員) 資料 3 には目的条文と差別の禁止という非常に重要な条文があり、おそらく目的条文が第 1 条、差別の禁止が第 2 条に来る想定かと思います。その後、性的指向・性自認の「市 4」とヘイトスピーチ禁止の「市 9」を並べる形式も考えられます。特に「市 4」は第 1 項が「市は」、第 2 項が「何人も」から始まっていて、まず「何人も」がアウティング禁止の重要

な規定であるため、差別禁止の一般条項のすぐ後に配置するのが合理的と  
考えます。同様に「市9」も「何人も」から始まる禁止規定であり、これ  
も差別禁止の一般条文の後に置く方が適切と思われます。

(事務局)差別の禁止条文は「不当に差別的な取り扱いをしてはならない」と強く  
規定していますが、一方で市民等の責務の部分は「努めるものとする」  
としています。これは表現の自由との関係や法的な配慮があり、市民に  
ついては努力義務として表現しているケースが多いと考えられます。

(委員)表現の自由との調整は難しいところで、例えば「正当な理由がない限り差  
別的な行為をしてはならない」という書きの方が法令の定め方には多い  
印象です。

(委員)「努めるものとする」という表現は表現の自由との兼ね合いからあいまい  
さを残す配慮かと思いますが、一方で不当な差別や人権侵害行為を「しな  
いよう努める」とすると、本人が差別と認識しなかった場合にも言い訳が  
できてしまう懸念がありますので、目的語の強さと述語の緩さのバランス  
が取れていない気がします。この点については断り書きや表現の調整が必  
要かもしれません。

(委員)差別的言動が表現の自由で保護されるかどうかも重要ですが、不当なもの  
は「してはならない」という線引きになると思います。反対利益の配慮は  
「努めるものとする」を残したとしても十分に可能だと思います。

(委員)差別だと主張された側がそれを認めなかった場合、客観的基準が必要にな  
るため、単に言ったもの勝ちではない点も配慮すべきです。

(会長)市民については「努める」という表現のままにするのか、表現の自由の扱  
いも含めて検討が必要ですね。

(委員)市民等は不当な差別や人権侵害行為を「してはならない」としつづ  
も、制裁規定は設けないという考え方もあります。

(委員)「取り扱い」に比べ「行為」では範囲がかなり広いです。「言動」の方が  
良いのかも知れません。

(会長)「取り扱い」は主に事業者や行政機関の行為を指すイメージでしょうか。

(委員)例えば就職差別などの典型的な差別的取り扱いのイメージと思います。

(委員)市民に対しては「言動」などより広く規定した方が良くもありません。

(委員)「市民」だけでなく「何人も」に拡大してもおかしくはないでしょう。

(委員)資料3の差別の禁止条文を最初に配置し、市民等の責務にある2項を削除する案もあり得ると考えます。

(委員)そうすると「取り扱い」で足りるのか、偏見やヘイトも含めるべきかなど追加の論点も出てきそうです。解釈によって範囲が微妙に変わりそうではありません。

(会長)前文を説明していただき、もう一度議論しましょう。

(事務局)資料2の前文案のとおり、前回の意見を反映し生駒市の歩みと具体的課題を列挙した案1と憲法の理念から説き起こす案2を作成しました。指摘のあった複合差別や関係者差別の視点も盛り込んでいます。

(委員)案1の「刑事・民事責任」への偏見という言葉について、前回、被疑者・被告人の家族への人権侵害について言及したが、一般市民が読んだ際に意図が伝わりにくい懸念があります。

(会長)案2では、「刑事・民事責任」という表現を使わず、「社会的責任」という言葉でこちらの方が一般的な印象を受けます。

(委員)案2は受け入れやすい印象があります。ただ、その分気づきを与えにくいかもしれないとも思います。

(会長)案1の方がはっきりしていて、そちらの方が良いという考え方もあります。

(委員)規定されている以上は問題意識を持ってもらえるかもしれませんが、この条文だけで伝えたい趣旨が十分に伝わるかは疑問なところもあります。

(会長)本日、案1・案2のどちらにするかを決める必要はありませんね。

(事務局)両案とも同じ趣旨で表現を少し変えたものです。事務局で折衷案も検討は可能かと思います。

(会長)案 1 には部落差別解消に向けたこれまでの歴史的経緯への言及もあり、これは必要なことだと思います。

(委員)部落差別をはじめ様々な差別の具体例を挙げている案 1 の方が良いと思います。

(会長)それでは資料 3 のその他の条文についても一緒に議論しましょう。説明をお願いします。

(事務局)条例の目的、差別の禁止に加え、先進的な条文として偽情報の作成等、いわゆるディープフェイクや生成 AI による人権侵害の条文を提案します。

(委員)偽情報対策の条文において、「正当な理由がある場合を除き」と「加害目的」の双方が要件となっていますが、加害目的がある以上、正当な理由があるケースは想定しにくいいため、「努める」ではなく「してはならない」としても良いのではないのでしょうか。

(事務局)表現の自由や、風刺落語・漫画などの創作活動への影響を考慮し、米国等の先行事例も参考に慎重に作成しています。風刺は必ずしも相手方の損害を目的としませんが、損害が生じる可能性はあります。

(委員)名誉棄損と同じく目的要件で除外され懸念は払しょくできると思います。

「正当な理由がある場合」も個人的には不要と思いますが、慎重に残す選択も理解します。

(会長)「してはならない」という表現が望ましいでしょうか。

(委員)罰則がないので、努力義務だけでは弱い印象もあります。表現のバランスが難しいところです。新しいものを作っているのに弱腰に見えもったいない感じもします。

(委員)動画などで被害者を守るために加害者を攻撃する表現がありますが、そのとき損害と利益のどちらが大きいかを比べて、不当かどうか判断されると思います。このバランスが考えられているので、このぐらいの規定でも良

いと考えます。末尾の部分は努力義務ではなく「してはならない」方が良いと思います。

(委員)「正義の味方」を自称して行われる人権侵害は非常に深刻です。たとえ「正義感」からであっても個人の人生を破壊する場合があります。加害行為は「してはならない」と言い切る方が良いと思います。正当な理由の有無を判断する客観的な基準のバランスを検討しつつ、「正当な理由」という表現の再考の余地はありますが、残す考え方も納得できます。

(会長)どの様な表現が良いか次回までに検討願います。

全体に渡って何かありますか。

(委員)前文の案についてですが、現在のご意見では案1が支持されていますし、私もそれで良いと思っています。ただ、案2にもいくつか良い部分があるので、両案をミックスした形で再度ご検討いただければと思います。

また、「障がい」の「がい」の表記ですが、前文ではひらがなを使っていますが、その他のでは漢字を使用しています。この点も合わせていただければと思います。

(会長)案2のどの部分を活かすのが良いでしょうか。

(委員)例えば案1の刑事責任や民事責任の表現はやや分かりにくいです。一方で関係者差別についての記述は非常に良いと思います。

案2の下の方にある「感染症や社会的責任、職業に由来する」といった複合差別を示す表現は、ミックスしてもよいと考えます。

また、最後の「こうした現状を厳粛に受け止め、多様な個性と価値観を認め合い」といった文章は、非常に格調高く良い表現だと思いますので、活かして欲しいと思います。

(会長)他に何かご意見はございますか。資料1の部分はよろしいでしょうか。資料1の「民の1」の語尾はいかがですか。

(委員)これは先ほどの「差別の禁止」という一般的な条文にまとめ削除する形になると思います。

(委員)削除ということでよいかと思いますが、第1項の文については、市民が努めて協力するという内容になっています。市民は「相互に基本的人権を尊重し、あらゆる」家庭や地域など、多様な場面で人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるものとするということはとても良いと思います。これを第1項にして、第2項に市はそれを実現するために有効な施策を行い、市民もそれに協力するものとする、という形で2つに分けたほうがよいのではないのでしょうか。今は一文に2つのことが入っているので、分けて整理した方が分かりやすいです。現在の第2項は差別禁止の部分で包括されるため、あえてここで書かなくても良いと思います。市民には努力して社会づくりに協力していただきたいという意図を明確にしたほうが良いかと思います。

(委員)事1も同じような作りになるとと思います。努めることを第1項に、協力を第2項に分ける形になるのではないのでしょうか。

(委員)そうですね。市の責務と市民等の責務を関連づけて書く形にできないかと思います。これまで書かれている市の責務は、教育啓発の実施、基本計画の作成、相談支援体制の整備、調査研究や審議会の設置、また、要望の反映と適切な財政措置などが盛り込まれています。これらは重要な責務だと思います。市民や事業者の努力に対して、市としてどのように支援・寄り添うかも市の責務として、努力義務で書くべきかと思います。

長くなってしまう可能性もあるので、その場合は別に「市の責務」という項目を設ける方法もあるかと思います。

(事務局)次回は条例全体の案を提示します。

(会長)それでは、本日出たご意見を踏まえて、案をまとめてください。

(事務局)＜次回審議会の日程調整＞